#### 4 流通関係

### (2) 酒類・たばこ

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実が	も 予 定 ほ	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
酒類小売免許				12 年度	(財務省)	
に係る需給調整規制 整規制	は平成10年9月から段階的な緩和を着実に行い、15年9月1日をもって廃止し、また、距離基準については12年9月1日をもって廃止する。			(距離基準の廃止)	酒類小売業免許に係る需給調整規制については、「酒類販売業免許等取扱要領等の一部改正について」(平成10年3月31日付課酒3-3国税庁長官通達)により、人口基準については平成10年9月から段階的な緩和を着実に行い、平成15年9月1日をもって廃止することとしており、距離基準については平成12年9月1日をもって廃止することとしていたが、平成12年8月30日の追加の閣議決定を踏まえ、距離基準は平成13年1月1日をもって廃止した。	
画類の製造免 許	需要が低迷し、中小企業が多く需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直す。また、それまでの間に、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を目指す。 上記以外の酒類について、今後、新たに需給調整を行うことは厳に慎む。		11 年度実施(逐次実施		(財務省) 「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(平成11年6月25日付課酒1-36国税庁長官通達)により、合成清酒、しょうちゅう甲類、かすとり以外のしょうちゅう乙類、みりん及び原料用アルコールの製造免許について、当該免許を受けている者が合理化を図るため新たに製造場を設置する場合は免許を付与することとした。上記以外の酒類の製造免許は、申請者の経営基盤、技術能力、製造場の設備等について、酒税法第10条 免許の要件 各号に該当するかどうかを検討の上、免許の可否を決定することとした。	

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実力	施 予 定 ほ	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
製造たばこの	平成 10 年7月1日に実施した需給調整基準の緩和の結果を勘案	10 年度以降	逐次検討		(財務省)	
小売販売に係	し、たばこ小売販売に係る規制について、未成年者喫煙防止という				たばこ小売販売に係る規制については、引き続き、零細	
る規制	社会的管理目的、零細小売業者に対する激変緩和という趣旨等との				小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社	
	適合性に関し、中長期的にその在り方の検討を行う。				会的要請及び身体障害者等の自立援護(一般の者よりも緩	
					和された基準の適用)の必要性についても考慮しつつ、中	
					長期的にその在り方の検討を行っている。	
					なお、財政制度等審議会による「喫煙と健康の問題等に	
					関する中間報告(平成14年10月10日)」において、	
					「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会	
					的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たして	
					おり、枠組条約案(WHOたばこ規制枠組条約案)におい	
					ても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制	
					緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考え	
					る。」とされている。	

# (3) アルコール専売

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実 施 予 定 時 期			講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
アルコール専	アルコール専売については、中央省庁等改革に係る大綱に従って、			12 年度	(経済産業省)	
売	民営化を進める。			(実施準	アルコール専売制度は、平成 12 年度をもって廃止され、	
				備)	平成 13 年 4 月よりアルコール事業法 ( 平成 12 年法律第 36	
					号)が施行されているところである。また、同法附則第 8	
					条において、平成18年4月を目途に新エネルギー・産業技	
					術総合開発機構の行うアルコール製造業務等を終了させ、	
					政府がその資本を全額出資する特殊会社を設立し、できる	
					限り早期に民営化を図ることとしている。	

### (4) 医薬品・食品衛生

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)	における決定	 ]内容			
		実が	も 予 定 ほ	<b>時期</b>	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	考
事 項 名	措置内容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
食品関係営業 の許可	地方公共団体における申請の電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付方法の合理化について助言する。	電子化の進	展を踏まえ実	施	(厚生労働省) 平成14年2月に開催した「全国食品衛生主管課長会議」、及び平成14年10月に開催した「全国食品衛生業務担当者会議」において、電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付方法の合理化について助言・指導しているところ。	
食品営業者に 対する法定監 視回数基準	食品営業に係る法定監視回数期基準の見直しを図る。			12 年度 (検討)	(厚生労働省) 平成12年度「食品保健行政の改善等に関する調査研究」の中の「食品保健行政の実施体制の自己評価に関する研究」において、食品保健行政の評価指標の比較検討を実施したところである。 なお、現行の規定を改め、新たに 厚生労働大臣が、都道府県等における監視指導の重点を示す指針を策定し、公表するとともに、 厚生労働大臣が定める指針を勘案して、各都道府県、政令市及び特別区において、地域の実情に応じた重点的な監視指導計画を、毎年度策定し、公表する仕組みを導入することとしている(国会での法案審議を経て早期の成立を目指し、平成16年度から実施予定)。	

		規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定	 ) における決定	内容			
				施 予 定 F		講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備考
事	頂 名	 			平成 12 年		
			度	度	度		
医療	用具販売	医療用具販売について、国際的動向等を踏まえ、都道府県知事に		一部措置	12 年度	(厚生労働省)	
の届出	1	   届出を不要とする医療用具の範囲を拡大する。		済	(逐次実	平成14年7月31に公布された「薬事法及び採血及び供	
				11 年4月	施)	血あっせん業取締法の一部を改正する法律」(平成14年	
				30 日		法律第96号)による薬事法の改正に伴い、改正薬事法で	
						新たに定義されたクラス分類に基づく見直し案を平成15	
						年2月26日に公表したところ。	
						また、本見直しにより、販売業の届出が必要とされてい	
						る現行の薬事法施行規則に規定される医療用具のうち、改	
						正薬事法で届出が不要となる一般医療機器(特定保守医療	
						機器を除く。)に該当することとなったものについては、	
						改正薬事法の施行を待つことなく、平成15年8月を目途に	
						薬事法施行規則を改正することにより、販売業の届出を不	
						要とする措置を前倒して行うこととしている。	

# (5) 農産物等

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実が	も 予 定 ほ	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 10 年 度	平成 11 年 度	平成 12 年 度		
米穀販売等に 係る規制	米穀の出荷取扱業及び販売業の有効期間 米穀の出荷取扱業及び販売業の登録の有効期間について、倍化等 延長する方向で検討を行う。			12 年度 (検討)	(農林水産省) 米穀の出荷取扱業及び販売業の有効期間について、現行 の登録制を有効期間の定めのない届出制にすることを盛り 込んだ食糧法改正法案を第 156 階通常国会に提出する予 定。	
農業生産資材等	の検討結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。		11 年度 (結論)	12年度 (措置)	(農林水産省) 現に登録を受けている農薬で初回登録後 15 年以上を経 過したものについて、一部の既提出の試験成績の利用を認 めることとし、平成13年6月26日付けで生産局長名で 関係団体等に通知済。	
	農薬登録事務の電子化に必要なシステムの確立について、平成 11 年度までに実施した調査等の結果を踏まえ、磁気媒体を利用し た申請書類の提出のためのシステム構築を図る。		11 年度 (システム基本構想策定)	12 年度 (具体的 なシステ ムの構築 に着手)	律に関連し、他法令を含めた総合的な事務手続きの電子化	
農業生産法人制度	農事組合法人に係る員外従事者制限の緩和については、これまでの調査結果及び農業生産法人制度全体の議論に加え、農業協同組合改革全体の議論を踏まえた検討を行った上で、結論を得て所要の措置を講ずる。			12年度 (結論) 12年度以 降 (早期に 措置)	あることから、これに代わるべき措置として、株式会社等	
農業倉庫業の 認可等	全農業倉庫業者への実態調査の結果を踏まえ、農業倉庫業法の規制の在り方について、検討を行い結論を得た上で所要の措置を講ずる。	10年度 (実態調 査)	11 年度 (検討・結 論)	12 年度以 降 (早期の 措置)	(農林水産省) 平成 15 年農林水産省経営局長通知により措置。	

### (7) 商品先物取引

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実施 予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
商品先物取引	商品先物取引に関する委託手数料については、特定の電子取引等	一部措置	逐次実施		(農林水産省、経済産業省)	
に関する委託	に係るものから順次自由化することとし、平成 16 年末をもって完全	済			平成 13 年 2 月 1 日より、上場商品やその原料等の売買等	
手数料	自由化する。	10年12月			に携わる者が行う取引に係る委託手数料を、また、平成 14	
		28日			年 12 月 31 日より、大口取引(300 枚を超えて委託し、取	
		(特定の			引が成立した部分に限る)に係る委託手数料を自由化した。	
		電子取引				
		及び商品				
		投資顧問				
		業者によ				
		り運用さ				
		れる資金				
		について				
		の取引)				